

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成20年10月27日(月) 午後2時00分～3時25分

2 場 所 場所 福島テルサ 3階 「あづま」

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 8名
- ・事業者 8名
- ・福島県(事務局) 6名
- ・傍聴者 7名

4 議事

(議長) どうも皆様こんにちは。それでは早速議事進行させたいと思います。先程、お話しがありましたように、かなり重大な計画ですので、将来に禍根を残すようなアセスにならないように進めていきたいと思いますのでご協力の程よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、本日の議事録署名人を決めなければならないのですが、今日ご出席いただいております、お二人の委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(両委員) はい。

(議長) それではよろしくお願ひ致します。それでは、本日の審議案件は、小名浜火力発電所環境影響評価準備書についてということで2回目の審査会となります。本日の進め方なのですが、参考資料にありますように事務局の方で都合4点プラス1ということでまとめていただきました。今配布されたのが参考資料1の中身となります。ざっと47件程先生方からご質問が御座います。一つずつやっていきますと大変だということがありますので、事務局の方でまとめてご質問していただいた上で、それぞれ質問があった委員の皆様からは、それに対して再質問をしていただくという形で議事進行させていただきたいと思っております。

なお、本日は、事業者にお出で頂いておりますので、これから事業者をお招きして、事業者とディスカッションをするという形で、この委員会を進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、事業者を会場にお通しいただけますでしょうか。

(議長) 前回に引き続きまして、小名浜パワー事業化調査(株)の皆様にはお忙しいところお越し頂きまして大変ありがとうございます。

本日の審査会の進め方ですが、先程も申し上げましたように、事業者の方が直接お見えになっておりますので、事業者の方と直接審査会の方でお話しをするという形にさせていただきたいと思っております。

なお、論点整理をこちらで致しましたので、全体を、1～5の観点で全体をまとめてみましたので、まずは、委員の方から今回出されている主な論点を、事務局の方からご説明をしていただいて、そのあと事業者の方からご回答頂いて、それに対して委員の方から質問をするという形で進めさせていただきたいと思います。

まず、沢山項目がありますが、温室効果ガス、それから大気環境、水環境、動植物に分けて今日は事業者に聞きたいと思います。

我々委員は、こういうメンバーで御座いますので、大変申し訳ありませんが、本日当審査会にいらっしゃっている方々の自己紹介をお願いできればと思います。

<事業者が自己紹介>

(議長) それでは事務局の方で質問をまとめていただければと思います。

(事務局) 私の方から、今日参考資料としてご用意させていただきました、(仮称)小名浜火力発電所環境影響評価準備書に係る主な論点について(案)というものについて、論点をお話させていただければと思います。今回の資料の中では環境要素を大きく5つの視点に整理させていただいています。1つ目が温室効果ガス、2つ目が大気環境、3つ目が水環境、4つ目が動植物、5つ目として上記以外の件となります。

1つ目の温室効果ガスにつきましては、さらに4つの視点で整理しております。

1つ目が新設事業の位置付け、2つ目が各計画等での事業の位置付け、3つ目が企業の責務、4つ目が環境負荷の回避低減で御座います。

まず、1つ目の新設事業の位置付けについては、世界的な削減の動きの中で新設事業についての整理・ご説明を頂きたいとの内容になっています。

その背景として、国として2050年の温室効果ガスの排出量を半減するという目標が御座いますが、今回この施設と作ることによって温室効果ガスを増やす方向になると、今回の事業はどの位温室効果ガスを下げする努力をしたうえで、進めていらっしゃるのか説明をしていただきたい。さらには、大量に排出されるCO2の効果的な対策を行っていないのであればその事業を進めることは企業の社会的責任から見ても大きな問題と考えると いうようなご質問をいただいております。

これに対しまして事業者さんの方からご説明をいただきければと思います。

(議長)

ここで、CO2削減と言う問題で、今回の計画の中では最新鋭・最善の技術を使われていると観点も含めてご説明をいただければと思います。

(事業者)

それでは、お答えさせていただきます。世界的削減の動きの中での新設事業ということなんですが、世界的に見ても石炭火力に依存している国は沢山多々ありまして、環境先進国と言われるドイツですら、52%の石炭火力、その効率を高めようという努力は各国でも行っていると認識しています。我々としては、やはりエネルギーの供給をするという観点の方から、石炭火力というものは、エネルギーのポートフォリオの中で重要な位置付けを持っているものであるということで、まだ日本の中に古い石炭火力がいっぱいありますので、そういうものとの置き換え的な発想で、新しいベース電源というものは社会的ニーズがあるだろうという観点で、計画を立案いたしました。政府との関係のなんですけれども、政府のCO2削減対策という

のは、個別のプロジェクト毎の話ではなくて、京都議定書目標達成計画というものが政府で閣議決定をされて、世界のCO₂の削減の動きの中で、じゃあ日本としてはどう風に削減を狙っていくのだろうと。国全体のバランスを取りながらどう削減をしていくのだということ、考えられるという風に我々認識してしまっていて、その削減計画に沿って削減していくことがまず基本であろうということ、この発電所に伴って発生するCO₂については、京都議定書目標達成計画のエネルギー転換部門と産業部門における取り組みを通じて整合を図っていくという風に位置付けておりますので、我々としては、国の方針の中で位置付けられたプロジェクトであると認識しているところであります。

(議長)今の事業者の答えでも、エネルギー部門での整合性について一寸踏み込んで欲しいです。分からないのは、それはどういう風に整合しているのか一切出ていなくて、ここで言っているのは、国の整合性の問題ではなくて、県でも国でも地方自治体でもそうですが、削減計画持っているわけですね、そういう中でどういう風に今回の計画が位置付けられているのかというのを、皆さんの方からお話しただかないと、いつも空中戦になっちゃいますので、それからもし出来れば、転換部門で整合しているという資料がいつか出されてないんですが、何故出されていないのか一寸不思議なんです、併せてお願いします。

(アセス実施者)こちらからお配りした大きなクリップで留めてある資料で、大きなダブルクリップを外していただきますと、最初の資料一覧も含めまして5つにバラける形になりますが、そのうちの3つ目に小さなダブルクリップで留めてある資料が御座います。こちらの後ろに基になりました自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等関連部分が黄色く入っている部分が御座います。

こちらが、産構審と中環審の合同委員会での特定規模電気事業者のものです。

(事業者)今、お話ししました、資料の2つ目、京都議定書目標達成計画との整合についてという資料をご覧くださいませでしょうか。1のところには表が書いてあります。これの1ページを開いていただいて、2のところをご覧くださいませでしょうか。

これの図をご覧くださいませと思うんですけども。京都議定書の目標達成計画というものってというのは、釈迦に説法的な感じになって恐縮なんですけれども、まず経団連の業界毎にその自主行動計画を作って、それをベースに国全体の発生量を把握しまして国全体のCO₂を把握する、まずそれが京都議定書目標達成計画の骨格であると考えています。それで、まず我々のエネルギー転換部門というところの小名浜パワーという位置付けはあくまでも電気を作って卸供給をする会社で御座います。ですから表の枠の外に左上の方に小名浜火力発電所と書いてありますけれどもそういう位置付けであるという風にご理解ください。ちなみに他の企業で言うと電源開発さんと同じような会社であると、目標達成計画の位置付けとしましては、エネルギー転換部門の中に電気事業連合会、これは、一般電気事業者ですね、普通電力会社と言われる、それと2000年に電力の自由化が始まりまして、2000年の頃から自由化の中で出てきた電力会社これがPPSと言われる新しい電力会社ですね。そういうものがあってこれらの排出源単位というものを把握して、あと電気の総需要ですね、kWh、日本国全部にそれで掛けて電力の所から出てくるCO₂を把握するという風な立て付けとなっております。

それで小名浜火発から出て来るCO₂に関しましてはこれはダイヤモンドパワー

が40万kWのうちの39万kW分ですね、それとあと1万kWhは日本化成さんが、いわき市、この前先生方にご覧頂きました現地に工場のあるあそこで、1万kW使うということになりますので、まずその39万kWに対しましては、PPS10社の自主行動計画、これで今フォローアップの中で把握しようとしております。ここに小名浜パワーの小名浜火力発電所ができましたら電気が供給されることになりますので、そこに39万kW分のCO₂の把握が行われるというしくみになっています。あと残り1万kWは右上に日本化学工業協会の自主行動計画、これは別途産業部門にありますので、その1万kWに関しましては、そこで把握される、ですから、日本化学工業協会の中の日本化成さんが使ったエネルギー全体、CO₂発生の中にこの1万kWはカウントされてそこで把握されるという位置付けになっております。

(議長) わたしが尋ねているのは、仕組みの話ではなくて、量的に京都議定書に対して、どういう風に整合性を自主行動計画は持っているのか。量的にです。仕組みの話ではなくて。

(事業者) 量としましては、ダイヤモンドパワーが10社の自主行動計画中の1社で御座いますので、その中で10社全体で2008年から2012年の5年間の平均値を0.52、これは同じ資料の右側に書いておりますけれども、0.52というものの原単位を目標にして守りますという風にしておりまして、ダイヤモンドパワーがその中で、ある分担をしておりますからそこで把握されます。

それで、これはあくまでも一般電気事業者さんも原単位でやっております、PPSも原単位で目標をコミットして。最終的に日本国全kWhですね、一般電気事業者さん今98%位のシェアを持っておりますけれども、一般電気事業者さんの今の目標である0.34とkWh、一般電気事業者さんのkWhとかけ算して、それでCO₂、日本の国民が電力を使ったということによって発生したCO₂はそこでまず98%は捕捉されて、あとの2%PPSと言われる新しい電力会社のお客様の電気は0.52と言う原単位を使用してkWh、をこれは国に毎年報告されておりますのでそれと掛け算されて、国全体で一般電気事業者さん以外、新規の電力会社のお客様が使った電気から発生するCO₂の量が把握される。それが、足し算となつて国が国民全体でCO₂をどのくらい発生しているのか、90年比で、他、電力だけではないですからCO₂を発生させるのは。あと自動車とかいろいろありますから、それを合算して国が90年比で6%下げると言うそういう位置付けになっているわけですね、ですからその中で、我々は、事業をやると言うことでありますので、我々の発電所から出たCO₂は、そういう位置付けで把握されていると。ですから一時的に小名浜パワーの出たCO₂をどう削減するかという位置付けじゃなくて、国全体としてこういう仕組みのなかで把握されるという風に認識しております。

(議長) わかりました。もう一寸論点を詰めるために、議長で申し訳無いですが質問したのですが、私だけ話しをしたのでは申し訳ありませんので、仕切り役に徹したいと思っておりますけど、どうぞ意見ありましたら。

(委員) 今の京都議定書の流れで吸収されるというのは、それはそれを前提に建てば多分吸収されるのですよね。だけどこれはここでの環境影響評価をやっているわけですよね。そういう位置付けにまずは立たなくちゃいけないというのが1つですよね。そ

れとですね、もう1つはですね、これは1つ質問致します。他のPPS事業者10社は、それはこの問題について合意をし、理解をしているのか。これは質問ですよ後でお答えください。それから、今のこの200何十万t増えることはこれは間違いない。先生方誤解しちゃいけないんだけど、これは整合性取れてるというよりも、増えることは間違いないですよ。増えることをどういう風に我々は認めるかということだと思っんですよね。要するに、ダイヤモンドパワーに一言で言えばCO2の発生の多い電力を供給すると。それ以前はCO2の少ない電力を使ってたんですからね。誤解がいっぱいあると思っんだけど、全部がそういう風にはならないとおっしゃっているんだけど、CO2の発生の多い、一言で言えばCO2発生の悪いといたらいいかな、質の悪い電気を供給することになるんです。それが私は、環境影響評価として大事だと思っっている訳です。そういう中で、京都議定書はこれでいいのかということなんですが、私は実は、ここで自分のこと言ってもしょうがないんですけど、京都議定書の目標達成計画を立てる時の環境省の地球環境部会の部会長をしていたので、産業界とはものすごくやり取りをやりまして。今、原単位という話をしました、原単位というものは、今さっきおっしゃっているような風に、だんだん下がってはきているんですけども、それが目標なので、絶対量じゃないんですよ。先生は絶対量のこと聞きたいんでしょう。絶対量といのは、発電量が増えりゃ原単位が減ったって増加するんですよ。これが自主行動計画の大きな問題点なんです。自主行動計画というのは、こういうところの基準に使うのが、私は環境影響評価としてはまずはまずいと思っんですよ。だって量でなくてはおかしいでしょう。それなんです、まずそこです。その次はですね、低炭素社会づくりをしようとして閣議で決めているんですよ。それなのに関わらず、200数十万tを、増加をさせようという案をここに持ってこられたこと自身が、私は企業の社会的責任をどう考えるのかと、前回強いことを申し上げただけでも、そういう意味があるんですよ。ということがあってですね、京都議定書は守れるのか、と訊かれれば、自主行動計画を良しとするならば、これは多分そうなると思います。原単位が一寸上がるくらいだと思います。10社でしょう。これが増えてもね。多分その目標0.52はすごく甘いんです。余裕がある中での目標なんです。当然吸収されるのは当たり前です。それを認めていいんですかと言うのがですねまず前段階の私の提案ですので、是非このところを議論していただいた上で他の委員の先生方のご発言をお願いしたいと思います。

(議長) 取り敢えず10社のところだけをお答え願えませんかでしょうか。

(事業者) 我々アセスメントをやるときの、我々CO2のアセスメントを受けるというある意味のガイドラインの中に京都議定書目標達成計画との整合性を図ること、このようにガイドラインに書いてありますので、そことの整合性を我々一生懸命説明しております。

(委員) 福島県のガイドラインですか？

(事業者) いえ、これはですね、福島県さんがご用意された資料の10ページをご覧頂きますでしょうか？

参考資料2です。一寸ここにまとめさせていただいていますので、本読みさせていただきます。

1番、自主行動計画と環境影響評価手続きの関係について、平成18年に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた株式会社シグマパワー山口宇部発電所については、環境影響評価手続きの審査過程においてCO2の影響に関連して次の点が課題となっていました。

発電した電力の供給先を明確にすること、京都議定書目標達成計画における位置付けを明確にすること。当時は特定規模電気事業者の自主行動計画の策定の前でした。

アセスの審査経過によれば、これらの京都議定書目標達成計画における位置付けが明確ではなかったことが準備書取り下げの一因になったものと認識しています。

従いまして、本事業においては、電力の供給先を明確にするとともに、特定規模電気事業者の自主行動計画の策定、これは昨年7月に策定されたんですけど、政府による京都議定書目標達成計画の改定、これは本年3月、を踏まえ、京都議定書目標達成計画における位置付けが明確となった段階で、準備書の審査に臨むこととしたものです。

2番、CO2に係る評価手法について、CO2に係る評価の手法については、方法書の審査を経て選定したものであり、また、方法書手続き以降に改訂された発電所アセス省令に基づき、CO2に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか及び京都議定書目標達成計画、これは平成17年4月28日に閣議決定され先程申し上げたとように本年3月に改訂されておりますけれど、との整合性が図られているか、について検討しました。

ということで、我々アセスの中でCO2の問題は、こういう根拠によって議論をさせていただいているということと、もう1点目のお話で、10社がこの案件をやることを認識しているかと、これは認識はしております。

(議長) 合意はしているのですか？

(事業者) 合意というものではなくて、10社のもともとの計画というものは実際に各社が、将来の計画に基づいてそれを、実は、10社集まって将来の計画を相談をするということは、これは談合にあたり、公正取引委員会の方に確認を致しまして、それは要するにCO2の排出量はkWhそのものなんですね、電気事業で。そうしますと将来的にどの位CO2を発生するんだということをお互いに確認しあうということは自分の事業はこうだと相談することにあたりということをおわれまして、我々自主行動計画持って無かった、小名浜パワーの立場ではこれは言えない話なんですけれど、聞くところによると、ということでお聞きいただきたいんですけども、10社さんは自主行動計画を作ろうとして集まったんですけども、そのような法的な限界があるということで、実際に管轄されているエネ庁さんの方にご相談して、エネ庁さん自身も自主行動計画を作るようにと、これは京都議定書目標達成計画の精度を上げるということで、先生も委員をされているようなところでフォローアップの精度を上げると言う、日本全体の動きの中で自主行動計画を作っていない業界団体は作るように、ということで各主管官庁さんの方からご指導いただきましたので、10社として作ろうとということ集まって、作るに当たって昨今特に業者が集まると言うことに厳しい社会的な目もありまして、当然そんなことをやっちゃいけないという認識で、集まるのもきちっと手続きを取って集まるという状況の中でそういう将来的な相談をして、問題ないのかということをお聞きしたらやっぱり問題有りということで、その旨エネ庁さんにお話しをしたら、エ

ネ庁さんのほうからも確認をされて公取ではやっぱりまずいと言っていると、だから、お互い数字を見せ合うことがまずいのであって、誰かがそれを集計して、10社の目標値をちゃんと捉えてその目標値に沿って各社が自分の言ったことを、努力目標をきちんとクリアしていくという、そういう建て付けであればいいと言うことになりまして、10社がそれぞれこうやりますということでした。今エネ庁さんにやっていただきました。今はエネ庁さんがずっと一業者の面倒見るわけにいかないで、10社でもって守秘義務を結んだコンサルタントを雇いまして、そこに全部の集計があると、そういう方式になっています。ただ、最初の出発点で当然各社さんのいろいろなご計画が集まったところ、やはり見通しとしては最初の発射台である0.54を上回る見通しが出てしまいましたので各社さんそれぞれこれを下回るような目標になるように、各社がもう1回見直して何回か見直しをやりまして、各社が努力目標を引き下げていくことによって作って、それを集計した結果0.52という数字になりました。ですからそういう作業の中で出てきた数字でありまして、当然、下にも書いてある川崎天然ガス、泉北の天然ガス、100万kWプラスのですね、天然ガスの使用の発電設備を計画されて実際に運転している人もいまして、10社全体でやはり業界としてクリアしていくということの中でやっていこうと、足の速い早く建設できるところから順次立ち上がって、今丁度、一般電気事業者さんの、いろんな石炭、ウランに始まって石炭、原子力、水力、皆さんそういうなるべくエネルギーセキュリティー上、1つに偏らないようなそういう構造を組まれて、やっぱり、電気事業やるに於いては、事業リスクとして1つのエネルギー源に頼るのは非常にリスクが高いということで、10社全体としてバランスのあるようなエネルギーソースというものを考えていくということは、これは別にそんな集まって逆に我々がプロジェクトが。

(議長) もう一寸単純に答えてください。沢山ありますので。

(事業者) すみません。一寸非常にそういうバックグラウンドがあるものですから、きちっとこれは理解頂かないといけない問題だろうと思って。ですから、一応そういう明確に話をして、方法の認識というよりも当然我々がこういう計画をしているということで、ダイヤモンドパワーの計画の中に入っているという認識は皆さんしておられます。

(委員) 分かり易く私が言っちゃいますね。要するに経団連の自主行動計画というのは、その業界業界で自分たちは、この位出来るよっていうことを取り上げて目標にした訳ですね。原単位というのは、要するに今のような例えば。

(議長) 使用量が増えればCO2が増えるという話ですね。

(委員) そうそう。その時、最初に決めた時の、第1回目の目標達成計画をやった時にはPPSは入っていないんです。だから、入っていない業界はどんどん作ってくださいというのが経産省の指導ですね、環境省もそれをやりました。だから、まあ甘かろうが辛かろうが、とにかくやってくれりゃ良いよと一言言えばそういうことですね。で、0.5いくつだったですかね、要するにそれを作ったんですね。ですから、秘密だ秘密だと仰っているけども、多分ね皆さんが合意出来る甘い目標なんですね、その原単位が、目標が甘いんだから、私がまた怒られるかもしれないけれど

もね、そういう中に原単位の高いものが1社入ったって全体のなかで吸収されちゃうんですよ。そういう問題があるので、そこがまずいんじゃないかと僕は言っている訳ですが、しかし、それをこの場で、目標として良いんだというならば、それが京都議定書と整合性あるんだと決められれば、私はそれを合意をします。

ということですよ、それは目標だから、だけどそれはまずいんじゃないのという風な、先程18年度、19年度のお話しをしているんだけど、それ以後ですよ。低炭素社会にしないでいいとか、政府全体として50%削減しないでいいと急激に今そういうことが起こっている中で、逆に言うともう一寸早くやるときゃ良かったんです。すーっと通っちゃた時に、今こんな事やるから、もう悪い材料出されちゃったんで、僕も黙っている訳にはいかないんで、こう言っているんですが、前だったらそうですか、済んじゃった話ですよ。運が悪いんです逆に言うと。なんです、今は全国区ですこの話題は、そういう意味では私は同情しているんですけど、ただ、はいそうですかという訳にはなかなかここまで来ちゃうと行かないんじゃないですか、こう言うことです。

もう一つだけ発言しますと、今のようなことで行ったとして、第1号機で確か2012年に動きますね、100万tからのCO2出ますよね、そうしたらね、今、1t3000円くらいですよCO2、もう一寸行くかも知らない、でも一番安く見てもそれで30億円ですよ。30億円を彼らが払ってくれる訳じゃなくて、当然これは京都議定書ってのは不足分は最後は全部排出権の買い取りですよ、そうすると、30億円プラスの税金を我々が認めたことによって、さらに国民に負担増になる極端に言うともうそういうことになる、だけど今までの人はどうだったか、平成18年、19年にやった人は、得しているわけですよ。いまやるからいけないんですよ。それなんで私はその辺の問題を考えて、国民に負担増させる、県民に負担増させること自身が、まずは、環境影響はともかくとして、そこに社会的倫理あるんじゃないですかと申し上げたかったんです。

(議長) ありがとうございます。非常に分かり易い話だったかと思えます。

今の流れから言えば、温室効果ガスの排出というのはこういう形でまとめられているということはお分かりいただけかと思えますので。如何でしょう、まだ先生方から出された意見というのは、いろいろあるんですけども、追加という形でご質問いただければと思うんですけども、企業責任とかそれからもう一つ環境負荷の低減とかについては別の形でお話ししたいと思うんですが他に追加、CO2排出というところでご質問があればと思うんですが。

よろしいですか、時間ももったいないのでそれではもう一つ私たちの方から出ている課題なんです、温室効果ガスの問題の中で、先程、回避・低減とかの話がありましたけれども、例えばボイラーの性能の問題で、20万kWをわざわざ2基選ぶのではなく、例えば40万kWなり50万kW一台になると、もう一寸性能の良い物がボイラーとして出てきて、環境負荷の少ない物を選べるのではないかなと思います。準備書の一番最初に書いてあるように20万kWにしては最新で最善のボイラーを選んでいるのかもしれないんですが、資料では昭和30年代のものと一緒で、本当に進化しているのかという不安があるんですけども、この辺の技術的な問題について一寸お答え願えますでしょうか？

(事業者) 20万kWはかなり成熟したもので、これ以上どんどん材料等で良い物が出てきていますから、そういうものは全て吸収したもので計画するつもりなんで、そう

いう意味で根本的な基本技術は古い物で、既にある意味で成熟しきったものだという位置付けで、ただ材料面とかそういう意味では最新の技術を導入して、我々事業やるに於いて1つでも少しでも効率の高い方が事業性が高いわけですから、あえて安いもので効率の悪いものを選ぶという、我々にとってのメリットは一切ありませんので、我々としても事業やっていく上に於いては、最高効率のものをメーカーさんをお願いするという立場であります。前の前提として20万kWってのは何故かという話なんですけれども、40万kWをいっぺんに作ることは全然問題ないし、我々最終的にはほしいという立場ではいるんですけれども、40万をやる時の事業リスクの話になるんですけども、いっぺんに定期検査などで止まってしまふとこの間まったく収入が入ってきません。ですからそういう意味で他から電気を供給して貰うなり、その間じっと全然収入がない状態で、事業をやるという状況になります。ですから20万kWというのは、ある意味でそれを2つに分けて事業を置くと、ですから片方が定検している時は、片方は動いている、事業リスクの低減という観点から40万をあえて1基作らずに、20万kWを作る。電気事業やっている方達は、何かと言うとお客さんに対して非常に安定供給するという事は求められておまして、電気を届けられませんが、他から買って下さいという訳いけません。典型的なのは、約200万kW位の電気事業をやっておられる沖縄電力さんの1つの発電所の単機容量が22万kWというのが今最高の物で、今お作りになっているのも24万kWのやつを4台コンバインドサイクルを並べられようとしていて、いっぺんに作ってしまおうとする発想は電力会社さんに無いと考えるのであります。

それから、先程先生が言った、我々のやつが出来てしまふとまるまる増えてしまふというお話でしたので、あくまでも電気事業というのはゼロサムの話ですから、我々の電気が出て、何処かが需要が伸びていない限りはですね、誰かが電気の供給を止めるわけですよ、我々よりも効率の悪い人が結局止めていく訳ですから少なくとも効率の悪い人との引き替えを促進するんだという貢献は出来ると思っております。

(委員) 純増とは私も考えていません。もちろんそういう発想を持っています。

(議長) 一番心配なのは、結局競争になる訳ですね、そうすると税金を抜きにしたうえでの安い電力供給という問題が出てくると言う話で、税金の問題と関わってくるんですよ。ですから、要するにCO2排出というのが全部税金という形で考えずに、いわばCCSとかCDMという考え方を盛り込んで事業計画をする必要があるのですが将来計画に有るのでしょうか？

(事業者) 今の全部税金でって、おっしゃっておられるんですけども、全部税金というのは、要するに電気というのは溜めておくことは出来ないの、一寸失礼な言い方かもしれないんですけども、使われる方がいて初めて電気を熾してそれで事業になる訳ですよ。ですから総量で日本の国としてはどういう風に見ていくのかと、国全体でどういう風に押さえていくんだという問題がまずありきの話であって、要素要素で低減をしていくというのは当然考えなきゃいけないですけども、最終的に国としてやろうとしているのは、国民全体の、CO2の排出量を削減しようと、これは企業も含めた国民全体の観点から今この目標達成計画というのを作られたのだと思いますので、このプロジェクト個別の話と一寸違和感がある話じゃないかなあと私は認識しています。

(議長) 私一寸言葉足りませんでしたけれども、結局その電力供給という立場からいくと、電力供給の競争になるわけですよ。そうすると価格として安く供給する、あるいは高度な防止計画なりCO2削減計画なりをしているところが、潰れかねないような、これは小名浜パワーさんの問題ではないのですがそう言うところが潰れてしまうと、逆に環境悪化が懸念されるというそういうことなんです。

(事業者) そこもですね、安いから今電気を売れるかということそういうじゃ無いんですね。やはり国民の皆さんは環境に対して意識高いと、まあ、我々ダイヤモンドパワーの営業から聞いていても、CO2の原単位の高いところからは買えないんだと。というのは自分たち自身がCO2の評価をしてちゃんと国に対して大きな工場持っているところは特に報告しなきゃならないんですよ。ですから、安い電気だからといっていま電気を買われる方はおられません。CO2の原単位を良く見て自分でマネージ出来るとい判断においてこの価格なら電気を買おうとそういうお客様ばかりです。ですから皆さんCO2に対して神経質になっておられますね。

(議長) ありがとうございます。

(委員) 今、丁度ユーザーの方の話が出ていたのですが、日本化成は原単位が今度会社として上がりますよね、高いあなたのところの電気を買うとね、そのことについてどういう意見を持っているか。CO2を減らさなくちゃならない日本化成があなたのところの電気をかって上がる筈なんですよ、そのことについて両社はどのように考えていますか。

(事業者) それはそういう風にお客様に選択されなければならぬ事業が出来なくなると思いますので、そのところの淘汰で決まってくるんだと思います。ダイヤモンドパワーとしては、小名浜パワーだけの電気で事業をやっているわけじゃありませんので、そのところは、十分考えてお客様に選択されないような原単位の会社であれば、当然自然に淘汰されますので、よく考えてやっていかなければならないと認識しています。

(委員) 相手に選択権があるから大丈夫だということでしょうか。

(事業者) 大丈夫じゃなくて、自分で、選択権で選択されるように努力しなくちゃいけないとそういう風に思っております。

(議長) 企業の責任それから環境負荷低減の問題など、温室効果ガス全体の問題で少し御議論いただければと思うんですが如何でしょうか。

意見が出てくる間で結構なんです、この事業は稼働すると228万tのCO2が確実に出る訳ですね、いずれにしても、この問題に対する地域の問題とかあるいは福島県の中での問題、それから多分業者間の問題が出てくるんだと思うんですけども、排出権取引の問題について、いろんな形で試行に入りましたけれども、排出されるCO2をそういう風に処理することが1つの大きな課題になると思います。それでも京都議定書に整合していることは説明の範囲では私は解りましたので、たぶん委員の先生方も解ったと思いますが、その上でCO2を出すということについ

ての削減の考え方が御座いますでしょうか。

(事業者) 出すということの整合性は取れているということで、出ることは、当然発電所を作りましたら出ますので、そこは全体で管理されている中で事業をやっていくんだという、そういう風に考えてますけども。

要するに発電所作ってゼロということはありませんので。

(議長) 今回の計画を見ると量が微少ではありますが太陽光発電で作るとか、これがどういう意味があるのか位置付けはこの間お話ししましたけれども、それと加えて今では例えばいろいろな火発を含めてCCSの問題とか、それから取引権のCDMの問題とか、いろんな形で自分たちの事業に対してCO2を削減しようという、そういう努力はたぶんこれから企業が求められていくという気がするんですけども、それに関して、アセス範囲で結構なんですけれども、そういう努力目標みたいなのは計画としては無いのでしょうか。

(事業者) 今現在は、京都議定書目標達成計画との整合性を取ることで、これがアセスの中で求められていることだと認識しています。

将来的に、2012年の後のポスト京都と言われている仕組み、これが、やはりどのいう風になっていくのか注意していかないといけない。当然事業活動ってのは勝手なことを出来るわけじゃありませんので、国全体としての仕組みが今からCDMのトライアルが始まります。その中で我々事業活動をどうしていくのかということを考えていく必要があると思います。

(議長) ありがとうございます。如何でしょう。

(委員) 私ばかり言うのはよろしくないんですが、アセスの立場で、京都議定書の中で整合性取れているとしましょう、要するに、先程の説明の前提に立てば取れているんです。取れているというのは、他の企業で吸収してくれるから上がらないんですから取れてるんですよ。それはそれで良いのですが、先程2012年って言ったそれでね30億円と言ったんですけども、100万tでそれ位になるんだけれども、これは2012年というのは京都議定書の最終年ですよ、それでそれ以後はもっと厳しくなるんですよ間違いなく、例えば25%位削減になるかもしれないし、そうすると益々この事業が継続する限り、例えば国民の負担というのは増していくということになるので、私は、そう言う意味で200万tのCO2を環境影響と言うこともさることながら、それを如何に低減をさせるか、或いは回避をさせるか或いは代替をさせるか、これはもう環境影響評価の基本ですよ、最初は回避をする、これは出来ない、そうすると低減をさせる、これも出来ない、そうしたら代替しかないあと残りはね。それが無い限り温室効果ガスの影響が無かった、代替できたとは言えないじゃないですか。ですからその辺をしっかりと踏み込んでやっていただかないと、国民の負担が増えるこの発電所を今スタートさせると、要するに前だったら良いのですよ、今スタートさせるところに、私は問題があるということで、環境影響評価の立場から十分議論していただきたいと思います。

(議長) 今回は、中身を理解するという意味で、環境影響評価審査会の中での議論はまだ次回にお聞きするというので、どちらかという事業内容について質問させてい

ただくという形で進めさせたいと思います

他にももしご意見あればどんどん訊いて内容理解をしていただければと思いますが。

(委員) 前回の会議で欠席しているのですが、同じ事かもしれないのですが、CO₂排出されるのはいわきですよね。それが書類を拝見した限りでは、東京の方にCO₂が排出されたということに置き換えられるべきなんですよね。東京の方はそれで問題ないんですかというのが1つと、それからCCSについて具体的にどういう方策を考えていらっしゃるのか。2点お願いします。

(事業者) どこでカウントされるかということなんですが、これは先程一寸ご説明の中で触れましたが、電気を使用される方、それが最後どういう電気を使ったかということで、使った電気、つまり供給元によって原単位が明らかにされるように、今ちゃんとレポートするように国の法律になっておりまして、使った方が使いましたという申告をするときにその原単位を使ってやる訳です。

小名浜パワーの原単位は直接小売りのユーザーさんに行くわけじゃなくて、ダイヤモンドパワーという会社を介して行くわけで、ダイヤモンドパワーの他の例えばバイオマスの発電所を持っていて、これからの供給を受けていますので、そういうものと混ざった格好でダイヤモンドパワーの原単位をお客さんは使って評価をされます。ですから、いわき市が例えば使っている電気は東北電力さんの電気ですし、他も一部PPSが供給していると聞いていますが、少なくともこのいわき市さんが使う電気の中には小名浜パワーの電気はカウントされません。

(委員) 日本化成さんが使う分はカウントされないのですか。

(事業者) カウントされます。それとCCSに関しましては、まだ我々CCSをやるところまで十分な検証が行われているとは考えておりませんので、これを事業に組み入れてやりますということを言える状況には無いと考えております。

(委員) ということは、ぜんぜんそう言うことに対しては想定はしていない。やる予定は無い。

(事業者) はい今回の事業計画には入れて御座いません。

(議長) その他御座いませんか？

温室効果ガスの所で約1時間過ぎてしまったんですが、如何でしょう。

(事務局) 温室効果ガスの4つのうちの1つの項目だけをご説明させていただいたのですが、関連したところまで御議論いただけたのかと思います。

2つめの項目になりますのが、各計画等との位置付けについて1つは、京都計画に直接関係するもの、国の目標達成計画なり、各業界の自主行動計画との整合、それからもう1つが福島県の温暖化計画との整合になるかと思います。

京都議定書、目標達成計画、自主行動計画につきましては、京都議定書の積み上げに関しては事業者からご説明があったかと思います。その他の質問としてましては、自主行動計画に関してもう少し、原単位を下げることは出来ないのかといようなご質問、自主行動計画の中で今回の増加分が吸収されるのであれば、その内容に

ついて、これも先程説明があったかと思えます。

福島県温暖化計画に関しては、いま現在温室効果ガスを削減するという取り組みが行なわれているなかで、新たに温室効果ガスを大量に発生させる本事業の位置付けはどうなっているのかという質問、それから、地域の計画、地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略が御座いますが、これらとどのように整合された計画なのかというご質問があります。

(議長) 計画との関係で見ると事務局の方からお話しのありましたような点がありますけれども、私達が県民運動で掲げていますのが - 8%にしますと、約35%位CO₂が増えているのでその分を減らさなければならないという状況の中で、県民なり、県の事業者が努力しているところなんです。その量は140万t県民運動で減らす値になっています、そう言う意味では、先程ご説明がいろいろありましたけれども、230万t弱というのが如何に大きいかわかると思えます。県民としてはそういう課題を実は抱えている訳ですけども、計画そのもののなかで例えばそれを削減するという、或いはそういう県の動きに対して事業者さんの方では特別これというお話しがあれば、付け足していただきたいと思えますが、県の運動との整合性についてお話しください。

(事業者) 先程から200万tプラスとかっていう大きな話が出てますが、先程委員からのご質問があったように、我々の電気を殆ど東京に持ってまいりますので、福島県でカウントするというもんじゃないという風に認識しております。というのは、東京電力さんが今追加で広野火力を作られている、ああいうものと同じようにあれもまあ我々の40万の比じゃなくて、60万作ろうとしている訳ですよ。ああいうものと同じ整理がされる話だという風に理解しています。ですから県で200万tここで発生源としてはありますけれども、発生したCO₂というのは、東京方へ行く電気の中で、東京の方でカウントされるという風に理解しております。ですから県のほうでカウントされる必要のない数値であると理解しています。

それともう1つその、県の計画について、先程、議長さんの方からもあった、太陽光たかだか0.1万kWのものを付けて、これは県の方と整合性を図る、ここに立地する企業として、県のいろいろな指針も読ませていただいて、自然エネルギーを導入していくとかそういうふうな我々として出来る事は何んだと考えた時に、あそここのところに太陽光パネル張るといふ、微々たるものかもしれませんが、国全体を上げて新エネルギーをやっていくんだという流れの中で、我々としてはあそこにラ・ラミュール、アクアマリンなんかに来て行く人達に、あそこに太陽光パネルがあるということで、しかも日本でもメガワットソーラーというのはまだ10ヶ所あるかどうかというものをあそこに置いて、県の推進の一助になればという意識でもってやってる訳で、あれでもってCO₂を削減しましたというつもりはまったくありません。

(議長) 2番目の問題についてはそういうお話です。今の気候変動全体の問題からいえば、東京とか福島とかいうレベルではないと思えます。いずれにしても環境アセスの問題で、どういう風にいわば評価するかというほうが重要かと思えます。

それでは、事務局の方お願い致します。

(事務局) 続きまして3つ目としまして、企業の責務というような項目になるかと思いま

す。

1つ目は社会的な責任という項目、県民一人一人が一生懸命に努力して削減する量よりも多い温室効果ガスが排出される。石炭が安価である、発電のため必要だからということとは別に、企業としての社会的責任をどう考えているのか。今回の事業をきっかけとして、火力発電所が多数設置される可能性もある。全国に波及していく可能性がある。この社会的責任をどのように果たすのか説明してほしいという2つの大きな視点があるかと思います。

もうひとつ、三菱グループ中での位置付けというご質問があります。

三菱グループが国内外で行っているCDM事業等の温室効果ガス排出削減への取り組みと、石炭火力発電所の新設により多量の温室効果ガスを発生させる本事業の位置付けについて、三菱グループの温室効果ガス削減対策の視点から、世界的動向を踏まえて明らかにして下さいというご意見が御座います。

(議長) 企業の責任というのは、今迄も沢山やったという風に思っているのですが、もし何かさらに追加するようなことがあればご説明いただければと思いますが如何ですか。

(事業者) 特にありません。

(議長) 先生方から何か違うご質問ありますか。

(委員) 先程のCO₂が東京に行くという話に絡んでるんですけども、それは頭では分かることなんですね。ただ実際にCO₂削減運動をやっている者の立場からすると、うちの職場とかは電気は廊下、昼間も消えててすごい暗いような状態で仕事しているような感じなんで、素直な感情としてどこか納得いかない部分とかが頭では分かるんですけどもどうしても出てきてしまうんですね。そこら辺の県民の感情というと大袈裟かもしれないんですが、そういうところにも一寸ご配慮いただいたほうが良いのではないかと私は個人的に考えます。

(議長) 先生の考えと言うことで。

(事業者) やはり日本全体でどういう風に削減していくか、ここをきちっと、敢えて言えば、国の方がきちっと説明していないんだと思うんですけども、皆さん国民の一人一人がこういうことでやるんだと、国民一人一人が努力した結果がこういう風に繋がって行くんだと言う話をしっかり説明をする、仕組みがよく理解されていないところに問題があるのかなあとは思いますが。

(議長) よろしいですかこの辺のところは、多分三菱グループについては、意見を言う立場ではないというご回答かと思いますが、もしそれ以外であればお願いしますが。

(事業者) いやそのとおりです。

(議長) では次の4番のところの環境負荷の回避・低減というところで先程いくつか質問して回答頂いておりますけれども、事務局の方からご意見をご紹介いただければと

と思いますが。

(事務局) 4つ目の回避・低減・代替対策の実施で御座いますが、1つ目は、先程お話しいただきましたCCSやCDMの代替措置、回避低減対策を示して欲しいというご意見がありました。

それから、この事業で日本化成が発電された電気の一部を購入される予定になっておりますが、現在と同じように排出原単位の低い一般電気事業者から電気を買うことで温室効果ガスの削減ができるのではないかと思うが、考えを説明してほしいという質問がありました。

2つ目として太陽光発電、特に木質バイオマスの使用については、全体の中では微々たるもので、石炭と逆の混焼割合にならないのかというご意見、太陽光発電については、20万kWのうち19.9万kWは石炭で発電し、1MWは太陽光で発電するという事は出来ないのか。3つ目としてCO₂の固定技術、発電事業から発生する温室効果ガスを例えば藻類に吸収させるとか、他の新技術との組み合わせは出来ないのかというご意見、4つ目として、効率的な発電所の立地と申しますか、電力消費地から遠く離れた場所に環境負荷を発生させるといことは効率上どうなのか、事業者の考えを示してくださいというご質問が御座いました。

(議長) いま事務局の方から意見まとめてありましたけれども、CCS, CDMについてはもう既にご回答頂いていると思いますし、太陽光発電についてもご回答頂いていると思います。

それからCO₂固定化技術の問題についても頂いておりますので、木質バイオマスの混合の割合ってというのはこれは多分、事業内容では、木質は一応出来るけれども今のところ量が足りないのではやらないという理解でいいんですね。

(事業者) 調達出来るようになればやると。

(議長) 地産地消という新しいコンパクトシティなんかの問題ですね、何で福島で発電をして売らなきゃいけないのかという。事業者さんの問題ということもあるかと思いますがけれども東京で使うのであれば東京で作って欲しいというのは率直な意見としてあるかもしれないんですけども、この辺について事業者さんとしてご意見ありますか。

(事業者) お気持ちはよく分かりますし、発電所を作る場所というものをいろいろ探し求めて、事業計画作るときに小名浜の日本化成さんにおけるインフラですね、それであそこに石炭が揚がってきているし、福島県さんとしてはそこで石炭の集積地みたいな格好で後背地に石炭を起点にして物流の基地にされていると、その基地に近いところ言うことであれば我々としてもある意味で地域産業の振興の一助にもなるかということでは我々としては日本化成さんと一緒になってあそこに作ろうということで、石炭火力発電所のインフラとして非常に適地であるという風に考えて選びました。他に適地があれば他で事業をするというのは当然考えるべきであることなんでしょうけど。きわめて有利な立地条件であるという風に考えて選んだ次第で御座います。

(議長) 如何でしょう。

(委員) 先程も申し上げたように、環境アセスの項目の中に温室効果ガスというのがありますよね、それでやった結果がこういう部分だと言うことで、本来環境影響があると認めた場合には、環境保全措置を取らなくちゃいけないんですよね。それが回避、低減、代替ですよね。先程からずっとお話し伺っていますと、京都議定書の中で組み込まれて整合性が取れているから一言で言えばその必要性ないんだという風に私は受け取っている訳なんです。ですからそれは我々がそれで良いんだということになれば良いんだと思いますね。そういうことだと思いますが、京都議定書との整合性がとれば良いと言うのは、ずいぶん前の話ですよね。今は先程私も言いましたように最近では低炭素社会作りの行動計画を長期目標として、我が国は60～80%削減するところ言っている訳なんです。そういう中で環境影響なしと言って良いかということが今後、これからの新たな問題でしょう。これを我々が取り上げるかどうか、これからの審査の中の論点になれば良いので、これまでの京都議定書ということだけに限れば、それはおっしゃるとおり整合性は取れてるって言われりゃ、甘い基準設けといてそれはそうなるに決まっているじゃないですか。良いんですが、しかし、今それではたぶん国民的に許されないでしょう。先程、委員がおっしゃられたように暗い廊下を歩いて、家に帰るといって、そんな生活を毎日送っている訳ですよね。そういう中でこういうことが許されるのかっていることが国民的感情だろうと、しかもうまく行かなくなればさっき言った何十億円を、この分を毎年支払わなくちゃいけないということになるので、それが論点だろうと考えてよろしいんじゃないでしょうか。ということで、良い悪いではなくて、何を基準にして何を論議するかということにしていかないとなかなかそちらとの一致も見ないということだろうと思います。

(議長) 論点の中身で一番重要な点がそこだと思います。

温室効果ガスについての質疑という形で理解をするために事業者さんに来ていただいておりますので、もしそのほかで温室効果ガスのところでご質問があれば承りたいと思いますが何か御座いますでしょうか。

そしたら次の項目もありますので、次に移りたいと思います。

それでは次の大気環境のところは、私がやった方がよいのかな。すいませんこれ私の質問の部分なので、私の方でやらさせていただきます。

県の資料の49ページをお開き頂きたいのですが、簡単にX1、X2、X3という濃度がありますけれども、これは50ページのどれに対応するのかお答えいただけますでしょうか。

(アセス実施者) フュミゲーションモデルにつきましては、Lyons and Coleのモデルと言う形で50ページの方に概念図が示してあります。X1のエリア、X2のエリアとX3のエリアそれぞれのエリアで拡散の考え方が違うだろうということで、3つの領域に別れたモデルになっております。領域1を示している普通のプルーム上に煙流軸から、プルーム上にガウス分布している領域、海風層の領域こちらが領域1でX1の領域の拡散を示しております。領域2、境界層内部にプルームが取り込まれつつある状況の領域、図で言いますと下段の真ん中あたり、陸と書いてあるその近いところの領域で御座いますけれども、逐次プルームが境界層に取り込まれていく段階、この段階がX2という式で表されているフュミゲーション領域の形になっております。そして領域3、一番右側ですね、煙流の全てが境界層内部に取りこまれて

しまった以降の拡散の式をX3という式でお示ししております。

(議長) このときのqの扱い方なんですけど、50ページ見ていただきたいんですけど、煙突からですね、まず煙が出ますよね、それでそれからずーっとガウス分布で出て境界層がありますね、内部境界層にぶちあたります、排煙の下の点線ところは入らないんですよね、境界層には入ってくるんですか。

(アセス実施者) 境界層に入っていきます。境界層に取り込まれた領域についてはこのモデル一寸極端ではあるんですけども、境界層の内部の上から下まで濃度一様ですね、途中までガウス分布の絵が出ていると思うんですけども、内部境界層に取り込まれた途端に上から下までまっすぐ直線になっている形になっておりますけれども、これは取り込まれた煙流は上から下まで内部境界層内の鉛直混合が盛んだということで、一気に同じ濃度まで上から下まで分布するという一寸極端な形のモデルなんです。

(議長)一寸申し訳ないんですが、的確に説明してほしいんですが、有効煙突高からこういうふうにはガウス分布に出ますね、出てきてここに来ますよね、この分布のこの部分が入るんですかそれとも全部入るんですか。

(アセス実施者) この真ん中の地点例えば左側の辺りは、この煙流軸の先端の部分が境界線の高さと一致しておりますので、その煙流軸より下の分布の部分が取り込まれていると言う形に、最終的に距離XEのところでは、ガウス分布のものが全て取り込まれたという形になります。ですから逐次ガウス分布の何割が境界層の中に取り込まれていたかと言うのは、この距離に応じて逐次取り込まれる割合が変わってくる。

(議長)ということはこれqというのは、X1、X2、X3とでqは変わってきているんですね。前の式の49ページに。

(アセス実施者) X2が今の領域に該当します。

(議長) X2の式にあるqの話をしている。みんなqと同じ作りになっていますよね。これはどういうものなのか。

(アセス実施者) このqは一番最初の発生源のq。

(議長) そうするとそれは全てのところにqがあると理解しているのか。

(アセス実施者) qはガウス分布全部を積分した全体の発生量ですので、そのうちの一部分が取り込まれて。

(議長) 部分っていうのはどういう風にして部分の濃度が決まるんですか。

(アセス実施者) この境界層の高さは別の式、上段にあります内部境界層構造の推定式、蒲生先生の式でやっておりまして、その高さとプルーム軸の高さを距離で併せ込みますとどこまでの部分が取り込まれているかというのが求められますので、その取

り込まれた部分をこのXの領域としている。

(議長) そうするとXBからXEの間の中で全ての排出源のこの50ページの式ですが、XBからXEの中に全ての有効煙突長からの煙というのはこの境界層の中に全部入っていくという理解をしていいのですか。

(アセス実施者) はい、逐次入って行ってXEで最終的に全て取り込まれた形に。

(議長) 入る物理的な根拠というのは何ですか。

(アセス実施者) 境界層が状態が違う層ですので、例えば左側の安定層というのは横方向に風が今左から右に強く吹いていますので、安定層で上下の鉛直混合が少ない形で風が流れています。ところが、境界層の領域に来ますとこの上下の鉛直混合が若干盛んになるという領域に入りますので、風そのもの空気そのもの気体そのものは左から右に流れて行って境界層の中に入っていきます。但し、境界層の中では状態が異なりますので、その状態が異なる層の境界を内部境界として線を引いておきますので、流体そのものは左から右に入っていくという形になります。

(議長) これが不思議なんです、ブルームで有効煙突長HEの時に少なくとも流れというのは、ずーと上がっているわけですね、この内部境界層というのは少なくとも安定層関係してきますから、この境界層内部というのは外側より気温が低いわけです。

(アセス実施者) いや、どちらかというと逆に気温が地面に熱せられているので気温が高いです。

(議長) そしたら内部境界層というのは、接地境界層という意味ですか、そうすると普通に日射も何もなくて多重混合されている状態。

(アセス実施者) そうです混合層というような意味に近い。

(議長) それはフュミゲーションにならないでしょう。もしフュミゲーションしているのであればここは少なくとも安定層なんですよ、だから皆さんにお願いして安定層の高さとか混合するときの現地調査はどうなっているかって確認をしているんです。

(アセス実施者) 左側の領域、海と書いてある領域が安定層という形です。

(議長) もしそうだとすると、小名浜港ではこれ逆ですよ。
境界層がこう出来るのではなくて、例えば海側の境界層を考えたときどうなるかって検討をしていただけますか。海風時は海の方が低いんです。

(アセス実施者) 海表面付近が気温が低くて上に行く程暖かい。従って対流が起きにくい。

(議長) 海風が入ってきて低くて安定層で、煙が上にでないという現象がおこるんです、それでいぶし現象が起こるんです。

(アセス実施者) それは逆転層が発生している場合の検討については、これとは全く別の形で上にリッドが出来る場合の検討は別に準備書で検討しておりますので。

(議長) だからそういう準備書の中のデータを出してくれませんか。この場合のように内部境界層で攪乱された話というのはそんなにフュミゲーション問題にはならない。問題はいぶし現象として実際小名浜で起こっている現象で海風が進入するときに海風が煙突をオーバーした時発生する。実際に我々海風の観測なんかやってるんですけど。海風境界層内でいぶし現象が起こって、濃度が高くなってSO₂濃度が高いと言う現象が起こるんですよ。

(アセス実施者) 海風安定層領域は、基本的には鉛直混合が盛んじゃないのでプルーム軸上に細い形で流れていくんですけども、ある混合領域まで到達するとそこで煙が鉛直混合が盛んになるので、下まで届くということを一応フュミゲーション、もちろん上側は安定しているのでリッドのような効果でなっていると思うので、下側半分は。

(議長) 時間使いたくないので、ここの温度プロファイルを明確にしておいてください。それから逆転層との関係はどうなるかといことを追加で資料をお寄せいただきたいのです。

(アセス実施者) はいわかりました。

(議長) もう1つ、問題は今回質問にも書いてあるんですが、SO₂が高くなるのは一時間値でしかも工場のすぐ近くです。これ何れも、既にもうここの地域のなかではSO₂の一時間値が環境基準をオーバーしている時期が、少なくとも今の計画地には有るということです。そういう点から言うところの計画の中でSO₂をどういう風に削減し、これを増やさない方法がどうあるのか、これが1つですね。それからもう1つ実は20基の冷却塔がありますが、これは、データを見ますと一般大気が15 のとき、一般大気より最低でも8 , 高い時では13 も高い高温排気が排気筒から排出されるようになっています。これが20基並んでいる訳です。そうするとアセスとしては、温室効果ガスの話は、ある意味グローバルな話だとおっしゃるかもしれませんが、排熱は地域に出るわけですよ。これは水冷の問題と空冷の問題といろいろあるかもしれませんが、これについてのアセスはもう一度きちんと出していただけませんか。この2つが私の大気環境に関するお願いです。要するに大気の温度については一切触れられておりません。今回の準備書については、少なくとも20塔ほどの排気があって、そこから8 ~ 12 位の温度の高いものが出るわけですから、もちろん白煙も含めてどういう風に処理するのか、白煙防止については分かりましたけれども、それもやればやるほど温度の高いものが出てくるという可能性がありますので、一番大きい場合と一番小さい場合で結構ですので、その大気の温度がどういう風に変化をするのか示してください。風が無い状態で結構です。風速が強い時は問題ないので弱い状態の中でアセスをした結果をお示しいただきたいと思います。大気汚染の問題には実はSO₂の問題が関わって、どういう風にそれが削減されるのかということについても不十分ですので、先程言ったフュミゲーションとの関係でご検討いただければと思います。私の質問はそれだけですので、追加という形でお願い出来ればと思います。

次ですが、3番で水環境というところで、事務局の方で説明いただけますでしょうか。

(事務局) それでは、4つの視点からご質問をいただいております。

1つ目は、評価地点の追加、排水は、潮の流れから4号埠頭先ではなく、より陸地側に近い公共水路地先を流れると思われるため、この地点も評価に加えるべきと考える。

2つ目のスライム防止剤等につきましては、添加剤として、スライム防止剤、スケール防止剤、pH調整剤を使用することとされていますが、どのような物質を使用するのか明らかにしてください。3つ目としまして、脱硝装置について、乾式アンモニア選択接触還元法によるとされていますが、今回使用を想定している装置の処理工程図を示してください、脱硝後のばい煙中のアンモニア濃度、水系へ移行する場合の濃度を明らかにしてください。というご質問がされております。

(議長) この辺りは、ご回答いただけますか。

(アセス実施者) それではまず、評価地点の考え方なんですけれども、方法書の審査の後に福島県さんから知事意見と言う形でご意見いただきまして、さらに現地で実際の調査をもう少しやるようにということで実施しました。。

それも併せて評価は実行可能な範囲で低減されてますかという観点と勿論基準をクリアできてますかという2つの観点でやっておるわけなんですけれども、評価の地点につきましては環境基準の評価ですね、小名浜港海域については4号埠頭先という地点で小名浜港全体の海域の環境基準を評価するという決まりになっております。

勿論補償点と言う形で小名浜港の東の方に点が設けられておりますけれどもここは排出量を把握するために設けていると言う形になっておりまして、こちらは実際環境基準より高かったりもしますけれども、これは河川水の影響ですとか他の施設からの影響を自治体さんの方で把握するために、そういう補助点というものを置かれているのだと認識しておりまして、港全体としては4号埠頭先という地点が代表点だと、水質汚濁防止法上の環境基本法での環境基準達成のための調査点だという位置付けになっておりますので、こちらで評価させていただいたという形です。実際問題、それより手前のところは勿論排水基準は環境基準より10倍高いですから、排水口の目の前であれば、環境基準を必ずしもクリアするのは困難で御座いますので、そういう形での評価と理解して評価地点を設定しております。

スライム防止剤につきましては、補足資料はまだお出ししていないかと思えますけれども現在のところ、スライム防止剤としては、次亜塩素酸ナトリウムを計画しておりまして、これは水道水の殺菌消毒にも使われている成分で御座います、実際冷却塔内を循環する濃度が0.1~0.3mg/lで今回使用する計画で御座います。

水道水の残留塩素濃度の基準が0.4で御座いますので、水道水並み若しくはそれより若干緩い位の塩素消毒をした形で冷却塔内を循環させると、これは冷却塔内で雑菌が繁殖したりとか、ビルの屋上なんかで不衛生にしていますとレジオネラ菌が発生したりなんかするケースも御座いますので、そういったことの無いように塩素消毒をするということで御座いますので、スライム防止剤については水道水が出て行く位の濃度で御座いますので大きな影響は無いものと考えています。また、排出出口までには十分消費されてしまいますので、問題にはならないものと考えております。

それとアンモニアについては、以前の資料に出ておりますけれども、8月12日付けでいただいた先生へのご質問への回答ということで、お配りした資料では、一番上に先生のご質問へ対するの回答が入っているものです。こちらの8ページ目、8月13日ですが。本事業で使用を予定しております乾式アンモニア選択接触還元法によります排煙脱硝装置の処理工程は、ご覧のとおりとなっております。

ボイラーから排出された窒素酸化物を含んだ排ガスは、脱硝装置入口の煙道部に注入されたアンモニアと混合されます。アンモニアを加えられた排ガスは、装置内部の金属系触媒層の中を通過いたします。この際、排ガス中の窒素酸化物は、触媒の働きで化学反応を起し、窒素と水に分解されます。装置内で処理されたガスは、後流側の空気予熱器エア・ヒーターへ排出されるという形になっております。

このあと排煙脱硝装置では、今のような仕組みでアンモニアと空気を混合することで脱硝反応を起こすわけですけれども、このうち、約97%のアンモニアは脱硝反応に使用されて先程のように窒素と水になります。残る3%は排ガスという形で排煙脱硝装置出口から排出されます。このときのアンモニア濃度は5ppm以下となります。

排煙脱硝装置の出口排ガスに含まれるアンモニアは排ガス中のSO₃と反応しまして硫酸アンモニウムになり、フライアッシュとともに、電気集塵機の集塵工程で捕集されます。

電気集塵機において捕集されなかった一部の硫酸アンモニウムにつきましては、排ガスとともに湿式脱硫装置における脱硫処理の過程で、一部が脱硫排水中に移行し、脱硫排水処理装置において処理された後、総合排水処理設備から排水されますという形になります。

この過程を踏まえて概算ですけれども試算しますと、排水中に含まれるアンモニア量は、最大で264g/日と試算されましたので、アンモニアの形で排水に出て行くものは多くないという風に試算しました。

(議長) ありがとうございます。先生何か追加ご質問ありますでしょうか？今のご回答で如何でしょうか？何か御座いますか。

(委員) 結構です。

(委員) 今のことで無いですけれども、意見書で2点ほど事務局に添付ファイルでお送りしたものがここに入っていないんですけれども、それは後で確認したいということとして、1つは保全措置は当然最大限の保全措置を取っていただきたいということと、それからもう1つは、事後調査をやはり保全措置をより詳細するという観点から水環境の事後調査を、事後調査は入っていないと思いましたが、お願いしたいなあと申し上げたんですが、細かいことは後で話すとして、今、意見としてはこの様なことです。

(議長) これは、そういう意見ということで全体の中でまとめて出したいと思えます。

その他委員の先生方から水環境のところでご質問ご意見御座いましたら是非お願いしたいと思います。如何でしょうか。

それでは、水環境のところよろしいでしょうか、意見としてはまたいろいろあるかと思えますので最終的にはまとめたいと思えます。

では、4番目のところで、動植物関係のところ事務局からご質問をご紹介してく

ださい。

(事務局) こちらについては3つの視点からご質問いただいております。1つ目は海水温上昇の評価で御座います。生態系は0.2~0.5の温度変化でも影響を受けるので、今回、1上昇することが分かっているのであれば、きちんと予測評価を行うべきと考えるが如何かという点。

2つ目については植物の事後調査で御座います。事後調査は、予測・評価の結果を確保出来るので行わないとしているが、植物の移植については、うまくいっていないケースも多々聞いているので、もし移植等することになったら、必ず事後調査をしていただくようお願いしたいという点。

3つ目として代替緑地の規模の視点ですが、現地を拝見させて頂いた上での質問になりますが、消失する緑地に比べて、新しく配置される緑地は非常に狭いと思われました。仕方がないことだと思いますが、例えば、北側の緑地正門付近の緑地などと繋げるような、ビオコリドーを作ることはできないのでしょうか。という点が御座います。

(議長) ありがとうございます。この辺で何かご回答いただけることは御座いますでしょうか。

(アセス実施者) 1つ目の、生態系は0.2~0.5の温度変化でも影響受けるのでは無いかという点、こちらは従来の海水冷却によってもっと大量に海域に排出している場合の評価基準でも1上昇範囲というかたちで評価がなされてきたという長年の海水冷却についての評価の仕方が御座いますので、今回もこちらに倣った形でさせていただいている、勿論海水冷却に比べまして、冷却塔の排水は1%程度しか海への熱の排出は御座いませんので、同じ出力であれば、海水冷却でこれまでやられている発電所の例と比較して十分に小さいと、勿論やり方としては1の範囲をきちんと示すという形でアセスには臨んだ訳ですけれども、十分小さい範囲、最大で見積もっても半径30m位の範囲までしか1が及ばないという形で予測評価を準備書の方で記載させていただいております。

それから、植物の事後調査こちらは、移植は今後も実績も無い植物については、今後きちんといろいろ相談しながら移植をしていった方がよかろうと考えております。

現時点では、撒種による、イガカヤツリに関して言えばですね、種を取って撒種する、もしくは苗ごと移植する、表土を移植する、いくつもの方法で移植を検討していくという考えで御座います。また、専門家にもご相談しながら、進められたらという風に考えております。

(事業者) 代替緑地のところで、必ず、我々としても残していきたいということなんですけれども、ビオコリドーを作るということは出来ないでしょうかと、これはかなり日本化成さんの工場の中に踏み込んだ話になりますので、我々の事業計画の敷地の中での話するのは考えにくいかなという風に考えております。

(議長) ありがとうございます。何かご質問とかご意見ありますでしょうか。

(委員) 1つだけ、県の方の資料で5ページのところの9番目、この植物の移植に関してなんですけど、植物を移植して定着するかどうかというのは非常に難しい問題で、やってみないと解らないと言う点が未だに沢山あると思うんですね。当然のことながらうまくいかないこともある訳で、こういった環境影響評価の中でうまくいった事例とうまくいかなかった事例を集めて将来役に立てるというのは非常に大事なことだと思うんですね。ですから事後調査はきちんとやっていただきたいんですが、こちらのご回答のなかで環境監視という言葉が出てるんですがこれは、事後調査と同じ意味合いで使われていると受け取ってよろしいのでしょうか。

(事業者) 事後調査と環境監視というのは、アセスの中で明確な定義があるのかな。はっきりはしていないけれども、法上は事後調査と環境監視ということで、我々としてはできる限りやったことをやりっ放しにしないようにきちんとフォローするつもりであります。

(委員) ということは実際にはこちらの正式な書類には、事後調査のところにはつかないということになる。

(事業者) つけてませんが、付けること自身は全然。

(委員) では是非付けていただけたらと思います。

(事業者) わかりました。

(議長) ありがとうございます。では動植物の関係でどうぞ。

(委員) 他の先生のご意見の中に植物の事後調査というのが入っていますが、私は植物も動物もやはり事後調査をお願いしたいという意見をお出ししたつもりです。と言うのは、その新しい移植場所もそうなんですが、ハヤブサ、チョウゲンボウの餌場、或いはヒバリ、チョウトンボの生息所更にはイノモトソウ、こういった全ての目的を満たすような緑地を創出すると書いてあったんですが、これは本当に大変難しい条件の緑地だと思うんですね。これを備えた緑地の創出というのは事実上すごく難しいと思うんですが、そう約束されていますので、保全措置としてはそうだと思うんですが、これも是非植物の事後調査と同時に動物の事後調査も次に加えていただきたいとお願い致します。

(事業者) そのように検討したいと思います。

(議長) 最終的な意見については別に意見としてまとめたいと思います。事業者さんにもご理解いただいた方が良くと思いますので。

(議長) その他動植物に関連したご意見等御座いませんか。

先生、後からいらっしたんですけども、かなりCO2の所は、他の先生の御支援もあっていろいろやりましたけれども、特別何かどうしても聞いておきたいことがあればご質問いただいて、一寸だぶる可能性があるかもしれませんが、ご意見いただければと思います。

(委員) 他の先生がかなりやられたってことですから、私はやっぱり新聞記事の環境大臣のコメントを十分尊重したうえで止めるなら止めるっていう格好でやってほしいと思うんですよ。私が質問したことに対しましても何とかを参照のこと、参照のこと、本来だったらですね、今の資料をもとにしてここにこう出ている、これをこう解析してこうである、だからこうなんだという書き方が必要なんですよ。それをただ参照して読みなさい、これはものすごく失礼なことでありまして、だから、私はこの回答書は納得していないということです。

(議長) 質問については改めてまた事務局を通してお願いするかもしれませんが是非ご協力いただければと思います。

その他、この機会にぜひ事業者さんの方に聞いておきたいことが御座いましたら出していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、質問が無いということですのでこれで事業者さんとの質疑を終了したいと思います。

(事務局)

もう一つ、上記以外という論点では御座いますがご質問いただいている部分が御座いますので、説明してよろしいでしょうか？

1つ目は、冷却方式について、より多くのエネルギーを必要とする空冷方式を選定した理由、選定にあたっての検討事項、内容を教えてください。

2つ目は、地盤の安定性、土地のボーリング結果、建物を作った場合の地盤の安定性の計算結果について説明してください。

3つ目は、色彩計画における調査結果およびカラーイメージコンセプトの概要と比較検討した結果の報告を具体的に明記願いたいと思います。

4つ目は、数値の取り扱いですが、準備書の中の数字につきまして、排水の水質は基準値ではなく、想定される水質の値を明示するべきと考えるがどうでしょうか。

それから、水質の予測結果に関しまして、発電所寄与分の濃度が、0.0、0.00、0.000と記載されているが、具体的な数値で説明をしていただきたい。という件。

5つ目は、丁寧な説明ということですが、事前質問事項への回答は、温室効果ガスの発生負荷量等、数値で説明してほしい。それから、準備書の冒頭に最善の技術ということが書いてあるが、どうして最善であるのか説明してほしい。

6つ目は、廃棄物処理について石炭灰が多量に排出されるが、処分先のセメント会社に確実に委託できることをどのように確認しているのか示していただきたいというご質問が出ています。

(議長) またしばらくご協力をお願い致します。

それでは、大切な質問が6点ほどありますのでご回答いただけますでしょうか。

(事業者) 冷却塔を何故選んだかということなんですけども、立地の場所が臨港道路を挟んで、ある意味内陸にありまして海に面した立地場所では無いということで、海水取水を考える場合かなり沖合までトンネルを掘って取水しなければならぬということになりますので、かなり物理的に無理もある、技術的に困難ということでは無いと思いますけれども、かなり困難を伴うということで、冷却塔を選んだ次第で御座います。

(議長) 地盤の安定性については良いでしょうか。

(アセス実施者) 福島県さんから配布された参考資料の2の5ページにご質問の回答が御座います。10番で御座います。その後ろについておりますパラパラとめくっていただきますとボーリング経過がの資料が後ろの方に御座います。その前のページのところにボーリング調査のアブストラクトをまとめてレポートして御座います。

ボーリング結果につきましては22ページ以降に実際のボーリングのデータ、これは日本化成さんの昭和39年のもので御座いますが、全てお示ししましたのでご覧いただければと思います。安全性の計算ということに関しましては、建築基準法等の技術基準に基づいて、今後所定の強度等を確保する計画です。現時点で安定の計算とかそういったものは御座いません。なお、地形改変とか土地造成とか地滑りの安定計算という良くやられているものも、勿論今回そういった斜面とかは作りませんので、そういった計算はしておりません。

(議長) 先生これはよろしいでしょうか。

(委員) 資料の5ページあと22ページ以降にボーリングのデータが沢山あったので見させていただいたのですが、この場所が前から使っていた所で今回は造成が無しということですね。

そのために、地形の改変、或いは斜面を作ったり法面が新たにつくられることはありませんからそう言う面で環境影響調査は心配ない、これは解ります。しかしながら、跡地を今度なんらかの建物を作る等で造成工事がどうしてもあると思うんですよね。その時に、地盤の地質状態とかそういったものをどういう風に評価したかということと言及していただきたかったと思うんです。この文書に計算結果という、これは一寸私が言ったものとは違うんですけれどもね、これは計算結果ではなくて、地盤の安定性についてこういう風に定性的で結構ですから、どういう風に評価したかと、大丈夫であるかということをおね、読んでいただければ結構かと思えます。現に今までそこで、地下水が湧出したり或いは陥没があったりとかは無かったかと思うんですけれどもね、しかし、今、更地になっているところを工事することによって、そうしたものがもし誘発されたりしますとね、やっぱり問題になるかもしれない、土砂が流れ出したり或いは何かの予想外の出来事が起きた時にそれが工場の敷地から外へ、つまり周辺的环境に影響しなければ良いと思えますから、そういうところを特に見通ししていただきたいと思えます。なお、ボーリングでの造成地とは言ってももともと砂質の浜堤ですから、軟弱な砂が多いし、砂の方は良いのですが、そういところはN値も小さくなっていますが、それも数十年前の土地利用の際に敢えて問題なかったという訳で、そういう点では今回の造成、新しいものを作るという点では、問題は無いだろうとそう言う評価だという風に理解しますがね、一言そう言うことをコメントいただければ良いと思えます。

(議長) 何かご回答と言うかご意見御座いますか、よろしいですか。

(事業者) あのう確かにご指摘とおりかなり古いデータですのでですね、実際発電所をもう1回というか、12年に着工の許可を下りた段階ですけど、当然ボーリング調査を行います。そのデータをベースに、今ご指摘ありました地耐力等を考えまして、

当然、杭の本数であるとか、太さであるとか深さですね、かなり重量物が発電所ですの載りますので、それを考えながら杭の深さ、本数を今後詰めていく予定です。ご指摘のとおりここは埋め立て地なので、流動化であるとかですね、そういうものを配慮しなければいけないという風に思っていますけれど、あとはそれは想定の話であって、具体的にはそこまではまだはっきり言って進んでおりません。実際ものを作る段階で内容は全て詰めて建築基準法であるとかそういう基準に基づいて計算を行って行く予定です。

(議長) ありがとうございます御座いました。では色彩計画について何か御座いますでしょうか。

(アセス実施者) 色彩計画をこちらは、本日お配りした資料の8月12日付けの後ろに資料1っていう形で添付して御座います。

概略をご説明しますと、今回発電所の色彩計画を検討するにあたりましては、まず、現地を専門家に委託しまして、カラーデザインの専門家に現地を調査していただきました、現地で自然環境色及び人工色とかですね、幾つかの視点でH&T分析、Hue&Tone分析という形で現地の色の雰囲気を実行していただきました。その現地の分析結果を基に現地のイメージに合うようなイメージコンセプトを3案作っていただきました。イメージコンセプトというのは、現行イメージと色の配置を整理したスケールが御座います、このスケールの中からナチュラルなイメージというものと、クリアというイメージのものとクール&カジュアルというイメージ、これは現地調査の結果から抽出された色のイメージで御座いますが、このイメージに合うようなカラーコンセプトを3案作っていただきました。

この3案の中から実際いわき市さんの方でいわき市の景観を作り守り育てる条例というのが御座いますので、こちらの条例の最終的には建設段階ではそちらの条例の方と協議してということで御座いますので、アセスの段階で建築の協議の前に事前にご相談に伺いましていわき市さんのカラーコンセプトに合う案を3案の中から選んでいただいて今回A案というものを採用したという経過になっております。

(議長) ありがとうございます御座いました。数値の問題、表現の問題は、追加でご質問御座いますでしょうか。

それから、丁寧な説明というところで、私や他の先生とかですが、最善のというのがどういうことなのかということで大分資料出していただいて読ませていただきましたけれども、この点について特別ここでご回答いただく意志は私自身は無いのですが、何か委員の皆様の方から御座いますでしょうか。

温室効果ガスは負荷の数値で示してほしいというこれは、既にもう議論された話ですね。よろしいですか。

(委員) 何れにしても書類の作り方が全く駄目ってことです。

(議長) あと廃棄物処理の石灰の問題ですが、石膏ボードにするっていうことで、石膏ボードは消費があるってことですから、その消費について確認できているかというご質問ですが如何でしょうか。38%位使用されているっていうのはデータとして付されているのですが、それは、どうですか。

(事業者) 石炭灰で御座いますけど、ご回答申し上げます。石炭灰につきまして処分先の

セメント会社A社B社御座いますけど、実際にあたりまして、一応の約束は取り付けております。今後は、最終的な契約段階になると思います。

(議長) そうすると100%リサイクルですか。

(事業者) 100%リサイクルと考えております。セメント会社に。

(議長) 今度は大丈夫でしょうか？

すみません一寸不手際があったんですけども、追加質問は他に御座いませんでしょうか。なかなかお忙しい方々に折角来ていただきましたので、我々がきちんとアセスを聞いたということで、是非こんな事が知りたいということが御座いますれば、ご質問を最後にお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

審査会の意見としてはまた改めてまとめさせていただきたいという風に思いますけれども。それでは本当に、小名浜パワー事業化調査株式会社の皆様ありがとうございます御座いました。

< 事業者退席 >

長時間になりまして私の方の不手際で申し訳ありません。小名浜火力発電所アセスの準備書に関する御意見なのですが、あとで事務局の方のスケジュールがあるかと思えますけれども、先程先生の方から出された、環境影響評価があると認めた場合には低減するような、そう言う低炭素社会へ向けた提言をきちんとしておく必要があるのではないかと言うことと、この審査会でCO2を出すということについて認めるのか、まあ、認めるかどうかということについての権限も有るのかどうか解りませんけれども、少なくとも今の流れから言うと大変大きな環境負荷を持つ事業者該当しておりますね。従いまして、出来ましたら先生方の意見を、もう1回質問も含めて提出していただいて県知事案をまとめて行きたいということによろしいでしょうか。何か説明ありますか。

(事務局) 今後の進め方ですけども、12月の中旬くらいに次回の審査会を予定しております。それまでに審査会の先生方からのご意見、庁内連絡会議の意見等を基に知事の意見の素案を作りまして、3回目の審査会の時に、お諮りをしたいと思っています。それまでの期間がほぼ1ヶ月なんですけど、そのやり方について一寸ご相談なのですが、もう一度今お話しありましたように、今日の状況をまとめて事業者にも質問をする形とどちらが良いでしょうか。

これは、事業者回答を踏まえた審査結果を我々の方にいただいて知事意見を作るという形ですが、かなり時間が少ないので。

(議長) 私はまだ納得いかないところが、回答の中に沢山あります。ですから、意見としてまとめるっていう方向とアセスの適切性という、例えば今日私が話した温度の話というのは全く今回アセスされていませんよね。その結果をみて意見を盛り込みたいと思った時に、どういう手順でできるかを事務局の方に検討いただきたいのですが、どうでしょう。

(事務局) あまり時間がないことを理由にしたくないのですが、いずれにせよ先生方の本

日のやり取りの中では必ずしも十分な得心を得たという風には思っておりませんので、私どもの聞いている限りではですね。その辺の調整も含めて会長の方と相談して、12月上旬3回目の審査会で事務局の案として、今日のやり取りも含めましていわき市長の意見なんかも含めて集約すればこんなまとめ方になるのかなあという風にお諮りしたいと思います。

その過程に於いていろいろまだ疑問点とかあるということなのでその辺の調整はさせていただきます。

(委員) 4回目ってのはあり得ないんですね、どうしても3回でやるのね。

(事務局) 12月26日が120日以内の法律上の期日なんですね、そうしますとなかなかこれだけの委員の先生方を集めるあるいはその間の調整等々考えますと、物理的に不可能ということではないんですが、かなり難しいかなと。

(議長) まずは委員の皆さんから十分意見を出してもらって、それを取り込むような形で事務局案を作りたいと思うんですが、それを作り込んだ上で集まっていたいてそれについて議論していただいて、最終知事意見を作るという風にはしたいと思いませんけれども、ただその前提としてまだアセスがされていない部分があるわけです。これは大変な話ですよ。温暖化なんて言うけれども、相当の排気量が直接周辺を暖めるわけです。この辺のところはどういう風に考えているのか明らかにして欲しい。水温は1しか30メートルの範囲で上りませんけれども、水冷していないからで、空冷は直接排気して加熱している訳ですから、温暖化どころじゃない話なんですね、そういうことも含めてアセスの方でそれを検討していただきたい。これは排出量を東京に持っていくという議論ではなくて、あそこにいる人たちが迷惑を被る訳ですから、これは重大な話なんですね、CO2の課題も含めて。アセスの回答を待ちたいと思っているんですね。先生からありましたように、影響評価がきちんと県民のために出来たことを確認した上で、さらにその上で知事意見を付けたいという風に思っているんです。

(議長)

(委員) 私はいいですよ。

(委員) 何れにしても結論、作ったらだめということなんですよ。今のこの資料とか見るとね。向こうから出した資料は全然だめですよ、何も説明になっていないし。

(議長) この検討会は、気持ちは解るんですが、私は冷静になりながら話をしているんですが、この検討会は許認可の検討会では無いんです。やっぱり適切にアセスをしていただくと言うところに焦点をこの検討会の任務として置きたいと思えます。

(委員) 分かった上でですね、この説明じゃだめですよって言うことを言ってんです。

(議長) 不足分については、なお委員の先生方から出していただいて、何を説明しろと言っているのかということを確認に事務局に伝えて頂くと良いと思うんですね。

(事務局) それでは、今日の御議論いただいた内容について、我々の方で、勝手ながらご

質問の項目を作らせていただきますので、それをまた先生方に見ていただきまして、それに添削なり、付け加えていただいたものを、事業者にもう一度送付するようにしたいと思いますので、お忙しいところ恐縮ですが、目を通していただきたいと思います。

(議長) 質疑の方これで終わりにさせていただきたいと思いますが、次の議題2の方、今後のスケジュールに踏み込みましたけれども事務局の方からご説明していただきたいと思います。

(事務局) 資料3の5をご覧くださいと思います。今程も審査会のことについてお話がありましたが、現在のところ会議の初めにお配りした所なんですが、日程調整のA4の縦長の紙ですね、こちらの方にですね、先生方のご都合の良い日を×で記載して頂きまして、こちらにお送りいただきたいと思います。とりあえずは、12月上旬の審査会を開きたいということで調整をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

先程もお話がありましたが、知事意見の通知期限が12月の26日金曜日になっていることをご報告いたします。

(議長) 今後のスケジュール資料3を説明しなくてよいのですか。

(事務局) 今、資料3の下の方に点線がありましてこちらの下の方について簡単にお話しさせていただいたところであります。

(議長) ではスケジュールについてよろしいでしょうか。ありがとうございます。これで審査会の審議その他になりますが、委員の先生、事務局で何かありませんでしょうか。

(事務局) 資料4の方をご覧くださいと思います。こちらの方は4ページになっております。こちらにつきましては県の環境影響評価条例の改正についての動きです。空港整備法という法律の方を引用しまして、空港に関する規定、アセスの項目を設けておったのですが、こちらの方が空港整備法から空港法に変わったと、それで必要な規定の整備を行ったというものです。こちらの方、交付の日から施行するとなっておりますが、9月の議会で上程しまして、10月17日に公告となっております。ということでこちらの方で御座います。

(議長) ありがとうございます。条例、名称が変わったということでの修正ということでのご報告でありました。その他何か御座いますでしょうか。

それではもし無ければ審査会を閉じたいと思います。大変不手際があって申し訳ありませんした。遅れて申し訳ありませんでした。

それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局) それでは、これを持ちまして本日の福島県環境評価審査会を終了致します。どうもありがとうございます。

以上